



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
5 月 30 日
号 外 （ 2 ）
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 規 則

※だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）..... 1

規 則

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第46号

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則（平成 7 年滋賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 建築物の部23の項中「（以下）」を「以下」に改め、同部24の項中「いう。」を「いう。）」に改める。

別表第 2 第 1 の表 1 の項第 3 号アおよびイならびに 3 の項第 1 号ならびに第 4 号アおよびイ中「こう配」を「勾配」に改め、同表 4 の項第 1 号ア中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同号ア(イ)およびイ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ウ中「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第 4 号中「洗面器」を「水洗器具」に改め、同項第 7 号中「(5)および(6)」を「(9)および(10)」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第 6 号を第10号とし、第 5 号を第 9 号とし、第 4 号の次に次の 4 号を加える。

(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。）第 2 条第19号に規定する特別特定建築物に該当する建築物（用途面積が2,000平方メートルを超えるものに限る。）に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、当該便所を、令和 6 年国土交通省告示第1074号第 1 に規定する配置の基準に従い、多数の者が利用する階（同告示第 2 に規定する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

(6) (5)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち 1 以上（当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて令和 6 年国土交通省告示第1074号第 3 に規定する数以上）に、同告示第 4 に規定する構造の便房（以下「告示便房」という。）を 1 以上（当該告示便房に男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上。以下この号において同じ。）設けるとともに、当該告示便房のうち 1 以上は、(1)に定める構造とすること。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）であり、かつ、告示便房を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の同告示第 5 に規定する場合は、この限りでない。

(7) (6)に定めるもののほか、(5)の規定により設ける便所のうち 1 以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上（当該便房に男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）設けること。

(8) (6)および(7)に定めるもののほか、(5)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち 1 以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設けるとともに、当該男子用小便器のうち 1 以上は、(3)に定める構造とすること。

別表第 2 第 1 の表 5 の項第 3 号ア中「こう配」を「勾配」に改め、同項第 4 号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表 6 の項第 1 号中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入

口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する場合(同告示第3号に規定する場合を除く。)は、この限りでない。

別表第2第1の表6の項第2号中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表7の項第1号ア中「道、公園または」を「道または公園、」に改め、「経路」の右に「(当該利用居室が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第6条第7号に規定する劇場等の客席(以下この号において「劇場等の客席」という。)である場合にあっては、当該劇場等の客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下「車椅子使用者用経路」という。)を含む。)」を加え、同号イ中「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、「経路」の右に「(当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」を加え、同号ウ中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「経路」の右に「(当該利用居室が劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」を加え、同項第2号中「直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。)」を「地上階」に改め、同表8の項第2号および9の項第2号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表10の項第2号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第3号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表11の項第2号中「こう配」を「勾配」に改め、同表12の項第1号ア中「かご」を「籠」に、「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同号イおよびウ中「かご」を「籠」に改め、同号オ中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号カ中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごの」を「籠の」に改め、同号キおよびク中「かご内」を「籠内」に改め、同号ケ中「かご」を「籠」に改め、同号コ中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同号サ(ア)中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごおよび」を「籠および」に改め、同号サ(イ)中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号サ(ロ)中「かご内」を「籠内」に、「かごの」を「籠の」に改め、同項第2号ア(ア)中「第1第7号」を「第1第9号」に改め、同号ア(イ)中「かご」を「籠」に改め、同号ア(ロ)中「車いす使用者がかご内」を「車椅子使用者が籠内」に、「かごの」を「籠の」に改め、同号イ(ア)中「平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に規定する構造とする」を「車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏み段を同一平面上に保ちながら昇降を行うものであって、当該運転時において、踏み段の定格速度を30メートル以下とし、かつ、2枚以上の踏み段を同一平面とした部分の先端に車止めを設ける」に改め、同号イ(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表13の項第2号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第3号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第4号イおよびウならびに同表14の項第2号イ(イ)中「こう配」を「勾配」に改め、同表15の項中「いす」を「椅子」に改め、同表16の項第1号中「のうち」を「に」に、「にあっては、間口」を「を設ける場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の間口」に、「車いす使用者席」を「車椅子使用者用部分」に改め、「次に定める数以上」を削り、同号アおよびイを次のように改める。

ア 当該固定式の観覧席・客席部に設ける座席の数が500以下の場合 2

イ 当該固定式の観覧席・客席部に設ける座席の数が500を超える場合 当該座席の数に1,000分の5を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)

別表第2第1の表16の項第2号を次のように改める。

(2) 移動等円滑化法第2条第19号に規定する特別特定建築物に該当する建築物(用途面積が2,000平方メートルを超えるものに限る。)に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第6条第7号に規定する劇場等の客席を設ける場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の令和6年国土交通省告示第1073号に規定する基準に適合する車椅子使用者用部分を設けること。

ア 当該客席に設ける座席の数が400以下の場合 2

イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

別表第2第1の表20の項および21の項第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表22の項第1号中「車いす利用者」を「車椅子使用者」に改め、同表23の項第3号中「(7)」を「(11)」に改め、同表26の項第4号中「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項第6号中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、別表第2第2の表第1号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表第3号中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同表第4号中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同表第6号から第8号までの規定中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、別表第2第3の表2の項および5の項中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表9の項第2号中「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、別表第2第4の表1の項および3の項中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、別表第2第5の表1の項第2号ならびに第4号イ(イ)およびウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第5号ア中

「車いす」を「車椅子」に改め、同号イ(イ)およびウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第 6 号イ中「こう配」を「勾配」に改め、同項第 7 号ア中「かご」を「籠」に改め、同号イ中「かごの内法幅」を「籠の内法幅」に改め、同号イただし書中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号ウ中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「かごおよび」を「籠および」に改め、同号エ中「かごおよび」を「籠および」に、「かご外からかご内」を「籠外から籠内」に改め、同号オ中「かご内」を「籠内」に改め、同号カ中「かご」を「籠」に改め、同号キ中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごの」を「籠の」に改め、同号ク中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごおよび」を「籠および」に改め、同号ケ中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号コ中「かご内」を「籠内」に改め、同号シ中「到着するかご」を「到着する籠」に改め、同号シただし書中「かご内にかご」を「籠内に籠」に、「かごの」を「籠の」に改め、同号ス中「かご」を「籠」に改め、同項第 8 号ク中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表 7 の項第 2 号、第 3 号ウからカまでならびに第 4 号アおよびイ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第 6 号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第 2 条第 6 項」を「移動等円滑化法第 2 条第 7 号」に、「以上）を」を「以上）」に改め、同表 8 の項第 1 号イ(イ) b および(ウ)ならびにウ、9 の項第 1 号ならびに11の項第 1 号ウ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同号エ中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同号カ中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同号キ中「さく」を「柵」に改め、同項第 2 号中「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に改め、同項第 3 号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表13の項中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 6 項」を「移動等円滑化法第 2 条第 7 号」に、「いす」を「椅子」に改める。

別表第 3 駐車場の部平面図の項中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

別記様式第 4 号特定施設整備項目表（建築物）中「(i) こう配」を「(i) 勾配」に、

4 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	車いす使用者便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共 用 箇所	
	便所の構造	ア 車いす使用者便所の構造	(ア) 腰掛便座の設置			有 無
			手すり等の設置			有 無
		(イ) 車いす使用者便所の面積				m ²
			(ウ) 大便器洗浄装置 靴べら式、光感知式、その他 ()			
		イ 車いす使用者が使用する際支障となる段差			有 無	
		ウ 便所の出入口付近に車いす使用者便所が設けられている旨の表示			有 無	
	(2) 車いす使用者便所を設けた便所以外の便所の設置（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等）			有	無	
	車いす使用者便所以外の高齢者・障害者用便所の設置数および構造	便所の設置数	男子用 箇所	女子用 箇所	共 用 箇所	
		腰掛便座の設置			有 無	
		手すり等の設置			有 無	
		大便器洗浄装置 靴べら式、光感知式、その他 ()				
	(3) 男子用小便器の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無	
	床置き式その他これに類する小便器の設置数			箇所		
	床置き式等小便器の手すりの設置（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等）			有	無	
	(4) (1)から(3)までに定める構造の便所は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置（高さ、水洗レバー、手すり等）			有	無	

を

(5) 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置(病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所)				有	無	
人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置数および構造	男子用 箇所		女子用 箇所	共用 箇所		
	洗浄設備その他の設備等の設置				有	無
(6) 多数の者の利用する便所の構造(病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所等)	ア 乳幼児いす等を備えた便房の設置				有	無
	イ 乳幼児ベッド等の設備の設置				有	無
(7) 便房または便所の出入口付近には、(5)および(6)の設備を設置した旨の表示				有	無	

4 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	車椅子使用者用便房の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共 用 箇所				
	便所の構造	ア 車椅子使用者用便房の構造	(7) 腰掛便座の設置			有	無		
			手すり等の設置			有	無		
			(4) 車椅子使用者用便房の面積		㎡				
			(7) 大便器洗浄装置	靴べら式、光感知式、その他 ()					
		イ 車椅子使用者が使用する際支障となる段差					有	無	
		ウ 便所の出入口付近に車椅子使用者用便房が設けられている旨の表示					有	無	
	(2) 車椅子使用者用便房を設けた便所以外の便所の設置（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等）（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	車椅子使用者用便房以外の高齢者・障害者用便房の設置数および構造	便房の設置数	男子用 箇所	女子用 箇所	共 用 箇所				
		腰掛便座の設置				有	無		
		手すり等の設置				有	無		
		大便器洗浄装置	靴べら式、光感知式、その他 ()						
	(3) 男子用小便器の設置（無の場合は、以下は記入不要）					有	無		
	床置き式その他これに類する小便器の設置数				箇所				
	床置き式等小便器の手すりの設置（病院・診療所等（入院施設を有するもの）、障害者支援施設等）					有	無		
	(4) (1)から(3)までに定める構造の便所は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具の設置（高さ、水洗レバー、手すり等）					有	無		
(5) 多数の者の利用する便所の設置（特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの）（無の場合は、以下は記入不要）					有	無			
多数の者の利用する階およびその階数				・ ・ 階 (階数)					

多数の者の利用する便所を設置する階および各階の当該便所の数	男子用 階 箇所 階 箇所 階 箇所 計 箇所	女子用 階 箇所 階 箇所 階 箇所 計 箇所	共用 階 箇所 階 箇所 階 箇所 計 箇所	
(6) (5)の便所を設ける階における告示便房(1以上(男子用女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))を設ける当該便所の設置(1以上(設置階の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下の場合は2以上、40,000㎡超の場合は当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じた数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上))				有 無
設置階の床面積 階 ㎡ 階 ㎡ 階 ㎡	告示便房を設ける便所の数および便所(A等)ごとの告示便房(男子用・女子用・共用)の数 階 箇所 A(・・) B(・・) 階 箇所 A(・・) B(・・) 階 箇所 A(・・) B(・・)			に、
便房の構造	ア 腰掛便座の設置			有 無
	イ 手すり等の設置			有 無
	ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間の確保			有 無
告示便房のうち(1)に定める構造のもの(1以上)の設置				有 無
告示便房を設ける便所(A等)ごとの告示便房のうち(1)に定める構造の便房(男子用・女子用・共用)の内数(構造は(1)に記入) 階 A(・・) B(・・) 階 A(・・) B(・・) 階 A(・・) B(・・)				
設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、告示便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の令和6年国土交通省告示第1074号第5に規定する場合に該当				有 無
令和6年国土交通省告示第1074号第5のうち該当する号 (第1号・第2号・第3号・第4号・第5号)				
(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の設置(特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの)(無の場合は、以下は記入不要)				有 無
当該便房の設置数	男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所	
(8) 男子用小便器の設置(特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの)(無の場合は、以下は記入不要)				有 無
床置き、壁掛式(受け口の高さが35cm以下のもの)その他これに類する小便器の設置数				箇所
床置きその他これに類する小便器の設置数				箇所
床置き等小便器の手すりの設置				有 無
(9) 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置(病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所)				有 無

	人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便所の設置数および構造	男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所	
		洗浄設備その他の設備等の設置			有無
	(10) 多数の者の利用する便所の構造（病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所等）	ア 乳幼児椅子等を備えた便所の設置			有無
		イ 乳幼児ベッド等の設備の設置			有無
	(11) 便房または便所の出入口付近には、(9)および(10)の設備を設置した旨の表示				有無

「ア こう配」を「ア 勾配」に、「、こう配」を「、勾配」に、

6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
	全駐車台数	台分	車いす使用者駐車施設の設置数	台分
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 幅は、350cm以上		cm
		イ 車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）		有無
		ウ 利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		有無

を

6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無	
	全駐車台数	台分	車椅子使用者用駐車施設の設置数	台分
	昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、出入口に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所の設置等			有無
	(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 幅は、350cm以上		cm
		イ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）		有無
		ウ 利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置		有無

に、

「車いす使用者便房まで」を「車椅子使用者用便房まで」に、「車いす使用者駐車施設まで」を「車椅子使用者用駐車施設まで」に、「車いす使用者便房に」を「車椅子使用者用便房に」に、「車いす使用者駐車施設に」を「車椅子使用者用駐車施設に」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「(2) こう配」を「(2) 勾配」に、「かごは」を「籠は」に、「車いす使用者便房または車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設」に、「かごおよび」を「籠および」に、「かごの」を「籠の」に、「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者が利用」を「車椅子使用者が利用」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者が円滑」を「車椅子使用者が円滑」に、「イ こう配」を「イ 勾配」に、「、いす」を「、椅子」に、

16 観覧席・客席(公会堂・集会場・劇場・映画館等および体育館等)	(1) 固定式の観覧席・客席の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	施設 の 状 況	固定式の観覧席・客席の総数		席		
		車いす使用者席の数は、500以下の場合は2、500を超える場合は総数に5/1,000を乗じた数以上		席		
		観覧席・客席の大きさは、間口85cm以上および奥行110cm以上	間口 × 奥行 cm cm			
	(2) 観覧席・客席部の出入口か	通路の幅は、120cm以上		cm		
		観覧席・客席部の通路の高低差（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	

を

	ら車いす 使用者席 までの通 路の構造 (1以上)	傾斜路の有無(無の場合は、以下は記入不要)		有	無	
		表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
		傾斜 路の 構造	幅は、120cm以上(段に併設する場合は、90cm以上)	cm		
			こう配は、1/12以下(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下)	1/		
			高さが75cmを超える傾斜路の有無(無の場合は、以下は記入不要)	有	無	
			傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有	無	

16 観覧席・客席(公会堂・集会場・劇場・映画館等および体育館等)	施設 の 状 況	(1) 固定式の観覧席・客席部の設置(無の場合は、以下は記入不要)	有	無	
		固定式の観覧席・客席部に設ける座席の総数	席		
		車椅子使用者用部分の数(座席の数が500以下の場合は2、500を超える場合は座席の数に5/1,000を乗じた数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)以上)	箇所		
	施設 の 状 況	車椅子使用者用部分の大きさ(間口85cm以上および奥行110cm以上)	間口	×奥行	
			cm	cm	
		(2) 劇場等の客席の設置(特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの)(無の場合は、以下は記入不要)	有	無	
	施設 の 状 況	客席に設ける座席の数	席		
		車椅子使用者用部分の数(座席の数が400以下の場合は2、400を超える場合は座席の数に1/200を乗じた数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上)	箇所		
		床面を平らに仕上げ	有	無	
		車椅子使用者用部分の大きさ(間口90cm以上および奥行135cm以上)	間口	×奥行	
			cm	cm	

に、

「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に改め、同様式特定施設整備項目表(道路)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「縦断こう配」を「縦断勾配」に、「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同様式特定施設整備項目表(公園)中「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「洗面器」を「水洗器具」に、「車いす使用者駐車施設の設置数」を「車椅子使用者用駐車施設の数」に、「車いす使用者駐車施設の構造」を「車椅子使用者用駐車施設の構造」に、「車いす使用者駐車施設で」を「車椅子使用者用駐車施設で」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に改め、同様式特定施設整備項目表(駐車場)中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「設置数」を「数」に、「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「こう配」を「勾配」に改め、同様式特定施設整備項目表(公共交通機関の施設)中「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「イ こう配」を「イ 勾配」に、「かごおよび」を「籠および」に、「かごの」を「籠の」に、「かご内」を「籠内」に、「洗面器」を「水洗器具」に、「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に、「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者便所」を「車椅子使用者用便房」に、「洗面器具」を「水洗器具」に、「乳幼児いす」を「乳幼児椅子」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に、「横断こう配」を「横断勾配」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に、「さくの」を「柵の」に、「にさく」を「に柵」に改める。

別記様式第6号既存特定施設整備計画項目表(建築物)中「(i) こう配」を「(i) 勾配」に、

4 便所	(i) 多数の者の利用する便所の設置	有	無		有・無	～	
	車いす使用者便房の設置数	箇所			箇所	～	

を

便所の構造	ア 車いす使用者便房の構造	(7)	腰掛便座の設置	有	無		有・無	～		
			手すり等の設置	有	無		有・無	～		
		(4)	便房の面積	㎡			㎡	～		
		(7)	大便器洗浄装置	式			式	～		
	イ 車いす使用者が使用する際支障となる段差			有	無		有・無	～		
	ウ 出入口付近に便房の案内表示			有	無		有・無	～		
	(2) 車いす使用者便房を設けた便所以外の便所の設置(病院・診療所等、障害者支援施設等)			有	無		有・無	～		
	車いす使用者便房以外の高齢者・障害者用便房の設置数および構造		便房の設置数	箇所			箇所	～		
			腰掛便座の設置		有	無		有・無	～	
			手すり等の設置		有	無		有・無	～	
		大便器洗浄装置	式			式	～			
(3) 男子用小便器の設置				有	無		有・無	～		
床置き等的小便器の設置数			箇所			箇所	～			
床置き等小便器の手すりの設置(病院・診療所等、障害者支援施設等)				有	無		有・無	～		
(4) (1)から(3)までに定める構造の便所に高齢者、障害者等が利用しやすい洗面器の設置				有	無		有・無	～		
(5) 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置(一定規模以上の施設等)				有	無		有・無	～		
(5)の便房の設置数			箇所			箇所	～			
(5)の便房の洗浄設備その他の設備等の設置				有	無		有・無	～		
(6) 一定規模以上の施設等の便所の構造	ア 便房に乳幼児いす等の設置			有	無		有・無	～		
	イ 乳幼児ベッド等の設置			有	無		有・無	～		
(7) 出入口付近に(5)および(6)の設備の案内表示				有	無		有・無	～		

4 便所

便所の構造	(1) 多数の者の利用する便所の設置			有	無		有・無	～	
	車椅子使用者用便房の設置数			箇所			箇所	～	
	ア 車椅子使用者用便房の構造	(7)	腰掛便座の設置	有	無		有・無	～	
			手すり等の設置	有	無		有・無	～	
		(4)	便房の面積	㎡			㎡	～	
		(7)	大便器洗浄装置	式			式	～	
	イ 車椅子使用者が使用する際支障となる段差			有	無		有・無	～	
	ウ 便所の出入口付近に車椅子使用者用便房が設けられている旨の表示			有	無		有・無	～	
	(2) 車椅子使用者用便房を設けた便所以外の便所の設置(病院・診療所等(入院施設を有するもの)、障害者支援施設等)			有	無		有・無	～	
	車椅子使用者用便房以外の高齢	便房の設置数		箇所			箇所	～	
		腰掛便座の設置		有	無		有・無	～	

者・障害者用便 房の設置数およ び構造	手すり等の設置	有	無		有・無	～	
	大便器洗浄装置	式			式	～	
(3) 男子用小便器の設置		有	無		有・無	～	
床置き式その他これに類する小便器の設 置数		箇所			箇所	～	
床置き式等小便器の手すりの設置(病院・診療所 等(入院施設を有するもの)、障害者支援施設等)		有	無		有・無	～	
(4) (1)から(3)までに定める構造の便所は、高齢 者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具の 設置(高さ、水洗レバー、手すり等)		有	無		有・無	～	
(5) 多数の者の利用する便所の設置(特別特定 建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの)		有	無		有・無	～	
多数の者の利用する階およびその階数		・ 階 (階数)			・ 階 (階数)	～	
多数の者の利用する便所を設置する階お よび各階の当該便所の数		階 箇所 階 箇所 計 箇所			階 箇所 階 箇所 計 箇所	～	
(6) (5)の便所を設ける階における告示便房(1 以上(男子用女子用の区分があるときは、そ れぞれ1以上))を設ける当該便所の設置(1 以上(設置階の床面積が10,000㎡超40,000㎡ 以下の場合は2以上、40,000㎡超の場合は当 該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じ た数(その数に1未満の端数があるときは、 その端数を切り上げた数)以上))		有	無		有・無	～	
設置階の床面積 階 ㎡ 階 ㎡ 階 ㎡	告示便房を設ける 便所の数および便所 (A等)ごとの告示便 房の数	階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所			階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所	～	
便房の構造	ア 腰掛便座の設置	有	無		有・無	～	
	イ 手すり等の設置	有	無		有・無	～	
	ウ 車椅子使用者が円滑に利 用することができる十分な 空間の確保	有	無		有・無	～	
告示便房のうち(1)に定める構造のもの(1以 上)の設置		有	無		有・無	～	
告示便房を設ける便所(A等)ごとの 告示便房のうち(1)に定める構造の便房 の内数(構造は(1)に記入)		階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所			階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所 階A 箇所 B 箇所	～	

に、

(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房の設置 (特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの)		有	無		有・無	～	
当該便房の設置数		箇所			箇所	～	
(8) 男子用小便器の設置(特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの)		有	無		有・無	～	
床置き式、壁掛式(受け口の高さが35cm以下のものに限る)、その他これに類する小便器の設置数		箇所			箇所	～	
床置き式等小便器の手すりの設置		有	無		有・無	～	
(9) 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を設けた便房の設置(病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所)		有	無		有・無	～	
(9)の便房の設置数		箇所			箇所	～	
(9)の便房の洗浄設備その他の設備等の設置		有	無		有・無	～	
(10) 多数の者の利用する便所の構造 (病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000㎡を超えるものまたは公衆便所等)	ア 乳幼児椅子等を備えた便房の設置	有	無		有・無	～	
	イ 乳幼児ベッド等の設備の設置	有	無		有・無	～	
(10) 便房または便所の出入口付近には、(9)および(10)の設備を設置した旨の表示		有	無		有・無	～	

「ア こう配」を「ア 勾配」に、「、こう配」を「、勾配」に、

6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置		有	無		有・無	～	
	車いす使用者駐車施設の設置数		台分			台分	～	
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 車いす使用者駐車施設の幅	cm			有・無	～	
		イ 車いす使用者駐車施設の案内表示	有	無		有・無	～	
		ウ 利用居室に近い位置に設置	有	無		有・無	～	

を

6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置		有	無		有・無	～	
	車椅子使用者用駐車施設の数		台分			台分	～	
	昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、出入口に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所の設置等		有	無		有・無	～	
	(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造	ア 車椅子使用者用駐車施設の幅	cm			有・無	～	
		イ 車椅子使用者用駐車施設の案内表示	有	無		有・無	～	
		ウ 利用居室に近い位置に設置	有	無		有・無	～	

に、

「車いす使用者便房まで」を「車椅子使用者用便房まで」に、「車いす使用者駐車施設まで」を「車椅子使用者用駐

車施設まで」に、「車いす使用者便房および車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用便房および車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「(2) 傾斜路のこう配」を「(2) 傾斜路の勾配」に、「かごは」を「籠は」に、「車いす使用者便房等」を「車椅子使用者用便房等」に、「かごおよび」を「籠および」に、「かごの」を「籠の」に、「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者が利用」を「車椅子使用者が利用」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者が円滑」を「車椅子使用者が円滑」に、「イ 傾斜路のこう配」を「イ 傾斜路の勾配」に、「いす」を「椅子」に、

16 観覧席・客席（公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等）	施設 の 状 況	(1) 固定式の観覧席・客席の設置		有	無		有・無	～	
		固定式の観覧席・客席の総数		席			席	～	
		車いす使用者席の数		席			席	～	
		観覧席・客席の大きさ	間口	×	奥行		cm× cm	～	
	(2) 観覧席・客席部の出入口から車いす使用者席までの通路の構造（1以上）	通路の幅		cm			cm	～	
		観客席・客席部の通路の高低差		有	無		有・無	～	
		傾斜路の有無		有	無		有・無	～	
		傾斜路の構造	表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無		有・無	～
			傾斜路の幅		cm		cm	～	
			傾斜路のこう配		1 /		1 /	～	
			高さが75cmを超える傾斜路の有無		有	無		有・無	～
			高さ75cm以内ごとに踊場の設置		有	無		有・無	～

を

16 観覧席・客席（公会堂・集会場、劇場・映画館等および体育館等）	施設 の 状 況	(1) 固定式の観覧席・客席部の設置		有	無		有・無	～	
		固定式の観覧席・客席部に設ける座席の総数		席			席	～	
		車椅子使用者用部分の数（座席の数が500以下の場合は2、500を超える場合は座席の数に5 / 1,000を乗じた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）以上）		箇所			箇所	～	
		車椅子使用者用部分の大きさ（間口85cm以上および奥行110cm以上）	間口	×	奥行		cm× cm	～	
	(2) 劇場等の客席の設置（特別特定建築物で用途面積が2,000㎡を超えるもの）			有	無		有・無	～	
		客席に設ける座席の数		席			席	～	
		車椅子使用者用部分の数（座席の数が400以下の場合は2、400を超える場合は座席の数に1 / 200を乗じた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上）		箇所			箇所	～	
		床面を平らに仕上げ		有	無		有・無	～	
		車椅子使用者用部分の大きさ（間口90cm以上および奥行135cm以上）	間口	×	奥行		cm× cm	～	
				有	無				

に、

「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に改め、同様式既存特定施設整備計画項目表(道路)中「縦断こう配」を「縦断勾配」に、「横断こう配」を「横断勾配」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同様式既存特定施設整備計画項目表(公園)中「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「こう配」を「勾配」に、「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「洗面器」を「水洗器具」に、「車いす使用者駐車施設の設置数」を「車椅子使用者用駐車施設の数」に、「車いす使用者駐車施設の構造」を「車椅子使用者用駐車施設の構造」に、「車いす使用者駐車施設の幅」を「車椅子使用者用駐車施設の幅」に、「車いす使用者駐車施設の案内表示」を「車椅子使用者用駐車施設の案内表示」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に改め、同様式既存特定施設整備計画項目表(駐車場)中「車いす使用者駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「設置数」を「数」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「こう配」を「勾配」に改め、同様式既存特定施設整備計画項目表(公共交通機関の施設)中「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者に」を「車椅子使用者に」に、「のこう配」を「の勾配」に、「かごおよび」を「籠および」に、「かごの」を「籠の」に、「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「洗面器」を「水洗器具」に、「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に、「車いす使用者便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者便所」を「車椅子使用者用便房」に、「乳幼児いす」を「乳幼児椅子」に、「横断こう配」を「横断勾配」に、「可動式ホームさく」を「可動式ホーム柵」に、「さくの」を「柵の」に、「にさく」を「に柵」に改める。

別記様式第9号特定施設新築等工事(変更)通知書(駐車場)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に特定施設の新築等の工事を行っている者が当該新築等に際して遵守すべき特定施設整備基準については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する第2条第2項に規定する特定施設(現に新築等の工事中のものを含む。)についてのだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)第19条の規定による適合証の交付に係る特定施設整備基準は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第4号、別記様式第6号および別記様式第9号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。